

岐阜県公報

第二千八百七十七号
平成二十九年九月一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 五三六^{ページ}

教育委員会規則

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 五三六

告示

皆伐限度面積の公表

(治山課) 五三六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会) 五三七

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 五三八

公示

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五

条第三項の規定に基づく通知

(消防課) 五三八

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 五三九

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 五三九

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 五三九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 五四〇

平成二十九年技能検定(後期)の実施

(労働雇用課) 五四〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成二十九年九月一日

公共測量の実施

公共測量の終了

指定管理者の変更の届出

落札者等に関する公示

土地改良区役員の退任及び就任

(用地課) 五四三

(同) 五四四

(都市公園課) 五四五

(工業技術研究所) 五四五

(飛騨農林事務所) 五四五

規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の表中畜産研究所の部畜産研究所酪農研究部から畜産研究所養豚・養鶏研究部関市駐在までの項の規定中「の出納、保管及び記録管理」を「及び生産製造品（動物を除く。）の出納、保管及び記録管理並びに動物の出納及び保管」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二十五号

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会傍聴規則（平成六年岐阜県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

會議を傍聴しようとする者は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、会場係員の指示に従わなければならない。

第二條中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百三十一号

保安林の平成二十九年年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四條第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四條の二第三項の規定により公表する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)		
		水源かん養保安林	土砂流出保安林	出
高 原 川	高山市(旧上宝村の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域に限る。)	1,556.46		396.59
高 川	高山市(旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域を除く。)	2,772.81		506.42
庄 川	高山市(旧庄川村の区域に限る。)、大野郡	1,402.93		872.24
飛騨川上流	高山市(旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。)	951.20		171.46
飛騨川中流	下呂市	771.11		368.37

飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	66.88	258.01
長良川上流	郡上市	992.36	545.49
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	575.95	645.66
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,689.02	1,084.88
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	167.55	389.58
木曾川	中津川市、惠那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。)	631.65	773.74
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	48.10	511.94
矢作川	惠那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)	47.80	234.83

保安林種 千保 青安 防備 林	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位: ha)
	揖斐郡揖斐川町(旧揖斐川町の区域に限る。)	1.48
	揖斐郡池田町	17.70
	郡上市(旧大和町の区域に限る。)	2.84
	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	4.56
	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	0.00
	惠那市(旧惠那市の区域に限る。)	1.46
	中津川市(旧福岡町の区域に限る。)	2.24
	下呂市(旧金山町の区域に限る。)	2.30
	高山市(旧高山市の区域に限る。)	2.11
高山市(旧朝日村の区域に限る。)	3.22	
高山市(旧高根村の区域に限る。)	0.60	

保健保安林	飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)	0.96
	岐阜市	4.00
	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	2.46
	郡上市(旧和良村の区域に限る。)	1.12
	多治見市(旧多治見市の区域に限る。)	2.58
	下呂市(旧金山町の区域に限る。)	10.18
	高山市(旧国府町の区域に限る。)	1.48
魚つ安林	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	0.20

岐阜県選定保安林指定条例

岐阜県選定保安林管理委員会告示第五十号

岐阜県選定保安林指定条例施行規則(昭和三十七年岐阜県選定保安林管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日

岐阜県選定保安林管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第六条の五第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第七条第一項中「第二百一条の十五第一項」を「法第二百一条の十五第一項」に改める。

第四十九条第一項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第五項第一号」を「同条第六項第二号」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年九月一日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第十一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「係長以上の職にある者」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年九月一日から施行する。

公 示

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五条第三項の規定に基づく通知

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号、以下「法」という。）第六十二条の規定による植物の伐採に係る損失の補償について、法第六十三条第二項において読み替えて

準用する法第二十五条第三項の規定による裁定の申請を受理した旨の通知は、当該通知を受けるべき者について送付するべき場所を確知することができないので、通知に代えてその内容を公示する。

なお、当該植物の所有者は、左に掲げる期間内に限り法第六十三条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第三項の規定により、答弁書を提出することができる。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 法第六十三条第一項の規定による裁定の申請を行った者

関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹

二 法第六十三条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第三項の規定による通知を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小原 貞明	愛知県刈谷市新富町一丁目四五番地

三 法第六十三条第一項の規定による裁定の申請の内容

平成二十七年四月三十日、同年十二月十六日及び平成二十八年五月三十一日に申請者が伐採した植物の損失補償について、申請者と損失を受けた者との間で協議が整わないため裁定の申請がされた。

四 法第六十二条の規定による損失の補償の対象となる植物の所在地、種類及び数量

所 在 地	種 類	数 量 (本)
中津川市瀬戸字野久保四四七番一三四	広葉樹	六

五 法第六十二条の規定による損失の補償の額等

損失補償額及びその算定方法に係る書類については、岐阜県危機管理部消防課に備え置く。

六 答弁書の提出期間

平成二十九年九月一日から同年九月二十二日まで（必着のこと。）

七 答弁書の提出先

岐阜県危機管理部消防課

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日
赤坂あきたクリニック	大垣市草道島町五〇八番	精神通院	平成 二九・九・一

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日
ピノキオ薬局 新加納店	各務原市新加納町字坂下一九九〇番地	精神通院	平成 二九・九・一
平成調剤薬局茜部店	岐阜市茜部新所四丁目一三三三	同	同
平成調剤薬局東長良店	岐阜市長良東三丁目四三番地	同	同
平成調剤薬局長良店	岐阜市長良東郷町一 一一	同	同
平成調剤薬局羽島店	羽島市竹鼻町七一番地	同	同
平成調剤薬局笠松店	一 羽島郡笠松町北及一六七二番地	同	同
ライン調剤薬局 梅林店	岐阜市南殿町三丁目五番地	同	同
貴船薬局 桜台店	恵那市長島町永田三三四 二六	同	同

（訪問看護）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日
訪問看護ステーションしのぶ	羽島郡笠松町北及一八〇番地 第二カトービル1 A	精神通院	平成 二九・九・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（訪問看護事業者等）所在地の変更

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日
ケアフル訪問看護リハビリステーション	美濃加茂市川合町二七二二	精神通院	平成 二九・九・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日

平成調剤薬局茜部店	岐阜市茜部新所四 一三三	精神通院	平成 元・八三
平成調剤薬局東長良店	岐阜市長良東三 四三三	同	同
平成調剤薬局局長良店	岐阜市長良東郷町一 一一	同	同
平成調剤薬局羽島店	羽島市竹鼻町錦町七 一	同	同
平成調剤薬局はくと笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二 一	同	同
貴船薬局 桜台店	恵那市長島町永田三三四 二六	同	同

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年九月一日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

旭ヶ丘十丁目物販店舗

多治見市旭ヶ丘十丁目六 一三三

二 意見の概要

多治見市長の意見

・交通安全について

（届出事項 変更）

平成二十九年技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により平成二十九年技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法

行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供服製造作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、製版（DTP作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニルシート防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）

3 二級

金属材料試験（組織試験作業）

4 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション）手書き作業及びテクニカルイラストレーション（CAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び写真（肖像写真デジタル作業）

5 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日

1 実技試験

平成二十九年十二月四日（月）から平成三十年二月十八日（日）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成三十年一月二十一日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工

(2) 二級

金属材料試験

(3) 三級

電気機器組立て、配管及び型枠施工

(二) 平成三十年一月二十八日（日）に実施する検定職種

(1) 特級

鍛造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場

板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工、和裁及び機械・プラント製図

(三) 平成三十年二月四日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、製版、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工及びコンクリート圧送施工

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション及び写真

(3) 単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

五 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

六 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

後期試験の問題の公表は、平成二十九年十一月二十七日（月）から行います。

七 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 県が指定する技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する画面の写し

- (三) 三に定める手数料
- (四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先
 〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ二丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 三三三二 三六七八）

3 受付期間
 平成二十九年十月二日（月）から同月十三日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。
 - (二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。
- なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を技能検定受検申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

八 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成三十年三月十六日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成三十年三月十六日（金）付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付
 特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

九 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（計画立案等作業試験、判断等試験及び製作等作業試験）の得点

2 提供期間
 合格発表の日から一月間

3 提供する場所
 情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

- (一) 受検票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他
 技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三三）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 三三三二 三六七八）までお問い合わせください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
入方用水地区	大垣市役所	平成二九・一〇九・一から二まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年九月十八日から

同 年十月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中津川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

中津川市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業期間

平成二十九年八月十五日から

平成三十年三月三十日まで

四 作業地域

中津川市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量、数値撮影、写真地図）

三 作業期間

平成二十九年八月二日から

同 年十二月二十八日まで

四 作業地域

美濃加茂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（数値修正）

三 作業期間

平成二十九年七月十九日から

平成三十年三月二十日まで

四 作業地域

美濃加茂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（数値修正）

三 作業期間

平成二十九年七月三十一日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

本県市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北方町副町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

北方町

二 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月一日から

同 年十二月二十五日まで

四 作業地域

北方町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年六月十五日から
同 年八月十八日まで
四 作業地域
美濃加茂市

指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、平成記念公園の指定管理者である昭和村M.Cグループから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名
（変更前）大橋 和彦
（変更後）小笠原 敏彦

二 変更年月日

平成二十九年六月二十日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 万能材料試験機 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年7月10日
- 4 落札者を決定した日 平成29年8月1日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県豊橋市北島町字北島202番地

株式会社東京検査試験技術本部豊橋オプニス
営業本部副部長 田柳 聡利

6 落札金額 26,784,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県工業技術研究所企画調整課管理課係
- (2) 所在地 関市小瀬1288番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
飛騨東部 土地改良区	平成 二九・三・三	理事長	池田 富美男	高山市松本町 八九番地
		副理事長	橋場 康夫	丹生川町新張二九五二番地七九
		同	森田 高見	朝日町小瀬 一七番地
		代表監事	門谷 博道	漆垣内町 五六五番地
		同	坂本 徳造	三福寺町 一五五番地
		同	荒川 昭彦	丹生川町瓜田 二〇〇番地
		同	藤井 和豊	江名子町 二九五二番地
		同	大前 聡	岩井町 二五八〇番地
		同	山下 昭平	江名子町 四三三七番地

就任した役員

土改 良区名	飛驒 東部 土地 改良 区	平成 元年 四月 一日	就任 年月日	役名	氏名	住居	所
				同	鍛冶谷 昭夫	同	三〇六三番地
				同	和田 貴博	高山市滝町	一九七二番地
				同	中島 健次	岩井町	一三三八番地
				同	東 俊之	中切町	四九七番地
				同	野内 文雄	上切町	三七七番地
				同	岩水 忠盛	丹生川町町方	五五番地
				同	森 真一郎	丹生川町板殿	七五一番地
				同	芝田 清雄	久々野町柳島	一〇〇三番地
				同	川上 和貴	江名子町	三八二番地
				同	中野 一光	朝日町西洞	二二八二番地
				同	藍田 久長	同	八〇〇番地
				理事 長	滑谷 重和	高山市丹生川町大萱	二三八一番地
				副 理 事	中島 健次	岩井町	一三三八番地
				同	中野 一光	朝日町西洞	二二八二番地
				代 表 監 事	砂田 和幸	岩井町	二三四五番地
				監 事	田上 晃	丹生川町瓜田	二三〇番地
				同	藍田 久長	朝日町西洞	八〇〇番地
				会 計 担 当 理 事	中野 俊彦	江名子町	一三三四番地
				理 事	中島 久則	松本町	一三五六番地
				同	間 達也	江名子町	四三三五番地
				同	鍛冶谷 昭夫	同	三〇六三番地
				同	山下 昭平	同	四三三七番地

同	坂本 徳造	高山市三福寺町	一五五番地
同	陣出 清蔵	滝町	二〇〇七番地
同	中田 清	上切町	二四番地
同	山本 高広	中切町	七〇八番地
同	増田 智司	丹生川町町方	一三三三番地
同	森 真一郎	丹生川町板殿	七五一番地
同	川上 和貴	江名子町	三八二番地
同	田口 英生	久々野町大西	九八八番地
同	西本 隆司	朝日町小瀬	五二三番地

平成二十九年九月一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社